

医療保険によるご利用の場合

◆自己負担割合は被保険者証等で確認します。

訪問看護療養費

療養費名	内容		金額	
訪問看護基本療養費(1)	基本的な訪問看護の費用		週3日目まで1日につき	5,550円
			週4日目以降1日につき	6,550円
訪問看護基本療養費(2)	同一日の同一建物への訪問に係る費用	同一日に2人	訪問看護基本療養費(1)と同額	
		同一日に3人以上	週3日目まで1日につき	2,780円
			週4日目以降1日につき	3,280円
訪問看護基本療養費(3)	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対して(試験外泊)訪問看護を行う場合の費用 ※特別な状態の場合を除いて1回のみ		8,500円	
訪問看護管理療養費	多職種と連携して計画的な管理を継続的に行う場合に要する費用(機能強化型訪問看護管理療養費3算定)		月の初日	8,700円
			月の2日目以降	3,000円
訪問看護情報提供療養費	市町村に対して、利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合 ※月1回のみ		1,300円	
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者に、死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上ターミナルケアを実施した場合 ※死亡月につき1回算定		25,000円	
訪問看護ベースアップ評価料(1)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある事業所が行う訪問看護の費用の上乗せ		780円	

訪問看護基本療養費の加算

加算名	内容	金額	
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に、必要に応じて1日に2回以上訪問した場合	1日2回	4,500円
		1日3回以上	8,000円
緊急訪問看護加算	利用者やその家族の緊急の求めに対して、計画外の訪問看護を行った場合 ※1日につき1回限り	2,650円	
長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた方や特別管理加算の対象者に1回の訪問時間が90分を超えた場合 ※週1日限り	5,200円	
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対し訪問看護ステーションの看護職員が同じステーションの他の看護師等と同時に訪問した場合	看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 週1回まで	4,500円
		看護補助者	3,000円
夜間・早朝、深夜加算	早朝(午前6時から午前8時まで)に利用する場合	2,100円	
	夜間(午後6時から午後10時まで)に利用する場合	2,100円	
	深夜(午後10時から翌朝6時まで)に利用する場合	4,200円	

訪問看護管理療養費の加算

加算名	内容	金額	
24時間対応体制加算	24時間連絡がとれ、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある ※月1回のみ	6,800円	
特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態の利用者で、特別な管理を要する状態にある方に計画的な管理を行った場合 ※月1回のみ	特別管理加算(1)	5,000円
		特別管理加算(2)	2,500円
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり医療機関等の主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合 ※原則1回のみ	8,000円	
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する場合に厚生労働大臣が定める状態にある場合 ※原則1回のみ。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回。	2,000円	
退院支援指導加算	退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合 ※退院時1回のみ	6,000円	
		長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき	8,400円
在宅患者連携指導加算	主治医や歯科医師、薬剤師と情報共有を行い指導した場合 ※月1回のみ	3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変等時、主治医、薬剤師、ケアマネ等と訪問しカンファレンスを実施し共同で指導を行った場合 ※月2回まで	2,000円	
専門管理加算	専門の研修を受けた、又は、特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 ※いずれか月1回のみ	(イ)緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	2,500円
		(ロ)特定行為(訪問看護において専門の管理を必要とする行為)研修を修了した看護師	2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 ※月1回のみ	50円	

その他保険適応外の自己負担額

交通費	医療保険利用の場合	1キロメートルにつき20円
休日加算	営業日以外のご利用の場合	2,900円

令和6年6月1日改正